3 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

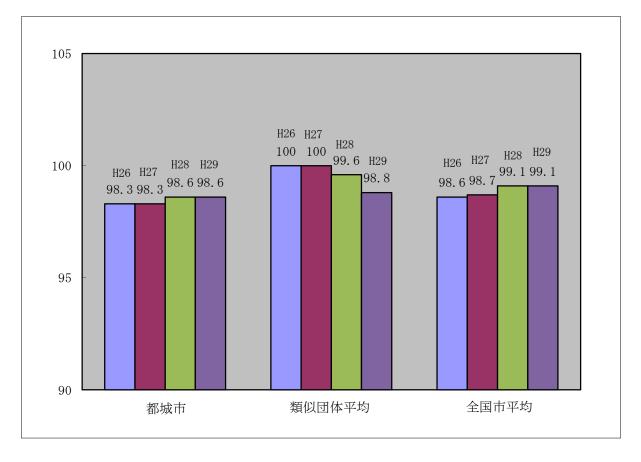
巨八	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
区分	(28年度末)	A		В	B/A	27年度の人件費率
28年度	人	千円	千円	千円	%	%
20 千及	166, 152	87, 188, 316	1, 318, 622	11, 034, 423	12.7	13.6

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数		給上	 子費		一人当たり	(参考)一般市平均
	Α	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	一人当たり給与費
28年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
28年度	1, 246	4, 922, 392	739, 949	1, 883, 368	7, 545, 709	6, 056	6, 540

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 - 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 - 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況

①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

- (内容) ・ 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均約2%引下げました。 初任給に係る号給等については据置き、高齢層については、最大4%引下げを実施しました。
 - ・ 激変緩和のため、当分の間、経過措置(現給保障)を実施します。

②地域手当の見直し

(支給割合) 国と同様の見直しを実施しました。

(実施時期) 平成27年4月1日

(参考)

		平成27年度	の支給割合	見直し後の支給割合
		4. 1時点	遡及改定後	(H28. 4. 1)
東京都特別区	国の支給割合	18/100	18. 5/100	20/100
来	都城市の支給割合	18/100	18. 5/100	20/100

③その他手当の見直し

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様の見直しを実施しました。 (実施時期) 平成27年4月1日

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成29年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
都城市	43.7 歳	328, 965 円	381,537 円	354,043 円
宮崎県	43.6 歳	323,011 円	390,424 円	349, 524 円
国	43.6 歳	330,531 円	- 円	410,719 円
類似団体	41.5 歳	313,722 円	398,883 円	360, 481 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における基本給の平均です。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの 諸手当を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤 務手当等の手当が含まれていないため、比較のため国家公務員と同じように再計算したものです。
 - 3 上述1、2の内容は、以下の②技能労務職、③税務職、④消防職の「平均給料月額」「平均給与月額」「平均給与月額(国ベース)」についても同様です。

②技能労務職

21	2)技能另務職											
			公務員									
	区分				ā		平均給料月額		平均給与月	額	平均給与月額	額
	— 77	平均年	一齢	平均 勤続年数		職員数			(A)		(国ベース)	
	都城市	45.5	歳	26.0	年	62 人	334, 005	円	357, 414	円	352, 153	円
	うち清掃職員	41.8	歳	22.6	年	26 人	317, 219	円	344, 969	円	340, 438	円
	うち学校給食員	44.8	歳	24. 2	年	4 人	312, 150	円	327, 650	円	323, 275	円
	うち用務員	56. 3	歳	35.8	年	6 人	380, 217	円	399, 317	円	395, 383	円
	うち自動車運転手	54. 2	歳	34.6	年	3 人	377, 833	円	422, 099	円	397, 500	円
	宮崎県		歳		年	一人		円	l	円		円
	围	50.6	歳	_	年	2,722 人	286, 833	円	328, 360	円	_	円
	類似団体	49. 0	歳		年	81 人	323, 732	円	375, 750	円	362, 152	円

		民間						
区分	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B				
都城市								
うち清掃職員	廃棄物処理業従業員	45.7 歳	293,000 円	1.18				
うち学校給食員	調理士	45.0 歳	187,100 円	1.75				
うち用務員	用務員	55.1 歳	207,300 円	1. 93				
うち自動車運転手	自家用乗用自動車運転手	60.0 歳	170,800 円	2. 47				

		参考						
	年収ベース(試算値)の比較							
区分	公務員	民間	C/D					
ĽЛ	(C)	(D)						
都城市	1	1	_					
うち清掃職員	5, 436, 212 円	4,023,000 円	1. 35					
うち学校給食員	5, 338, 402 円	2,552,000 円	2. 09					
うち用務員	6, 529, 185 円	2,818,600 円	2. 32					
うち自動車運転手	6,829,176 円	2, 153, 700 円	3. 17					

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されている宮崎県のデータ(平成26~28 年の3ヶ年平均)を使用しています。なお、廃棄物処理業従業員及び用務員は、全国計のデータを 使用しています。
 - 2 年収ベース「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍し たものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給され た年間賞与の額を加えた試算値です。
 - 3 「清掃職員」とは、環境業務課及びクリーンセンターに勤務する職員のことをいいます。

 - 5 「用務員」とは、原現果榜様及びケリーンピンターに勤務する職員のことをいいます。 4 「用務員」とは、小学校、中学校に勤務する職員のことをいいます。 なお、本市では複数校兼務での勤務体系となっております。 5 「自動車運転手」とは、管財課等に勤務する運転手のことをいいます。 6 技能労務職の職種と民間の職種等にあたり、年齢、勤続年数、業務内容、雇用形態等の点 において相違がありますので御留意ください。

③税務職

区分	平均年齢 平均給料月額		平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	
都城市	40.8 歳	309,118 円	376,056 円	327, 131 円	
宮崎県	— 歳	— 円	— 円	— 円	
玉	43.1 歳	364, 107 円	— 円	440, 286 円	
類似団体	37.6 歳	283,481 円	374, 503 円	319,679 円	

④消防職

区分	平均年齢	平均年齢 平均給料月額		平均給与月額 (国ベース)	
都城市	38.7 歳	289,897 円	352, 381 円	316,658 円	
宮崎県	— 歳	— 円	— 円	— 円	
国	— 歳	— 円	— 円	— 円	
類似団体	37.3 歳	285, 361 円	346,723 円	317,679 円	

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均でです。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当時間外勤務 手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らか にされているものです。
 - また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
 - 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、 給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(2) 職員の初任給の状況 (平成29年4月1日現在)

区分	}			都城市		宮崎県		国		
一般行政職	大	学	卒	178, 200	円	178, 200	円	178, 200	円	
加又打一块相似	高	校	卒	146, 100	円	146, 100	円	146, 100	円	
技能労務職	恴	校	卒	146, 100	円	ı	円		円	
1又肥力伤哦	中	学	卒		円	1	円		円	
税務職	大	学	卒	178, 200	円	ı	円		円	
1九 1为 4取	高	校	卒	146, 100	円	ı	円		円	
消防職	大	学	卒	178, 200	円		円	_	円	
TH BY ABY	高	校	卒	146, 100	円	_	円	_	円	

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成29年4月1日現在)

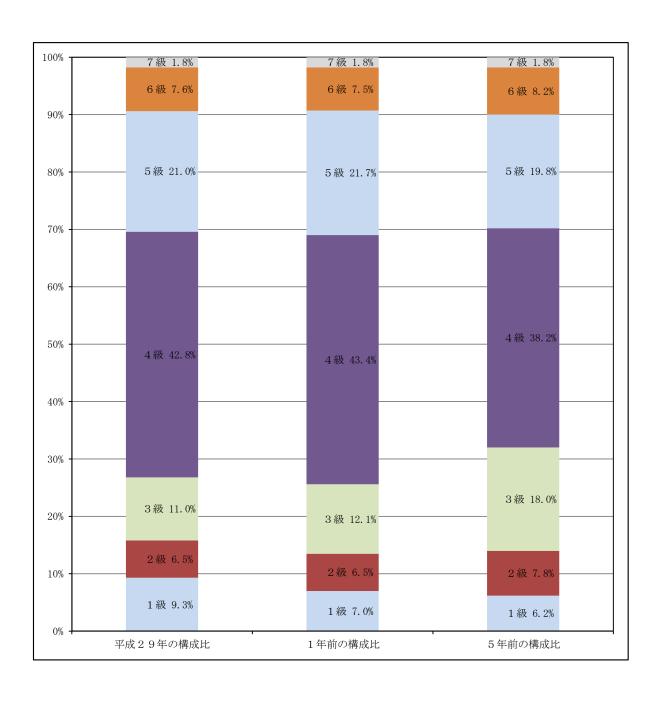
区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	256, 250 円	353, 104 円	378, 588 円	395, 762 円
加入114以400	高 校 卒	211,000 円	315,089 円	352,709 円	372, 120 円
技能労務職	高 校 卒	206,600 円	317,100 円	— 円	370,750 円
1又形力伤帆	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
税務職	大 学 卒	232,600 円	350,400 円	376,050 円	386, 400 円
1九 7万 40	高 校 卒	— 円	309,000 円	— 円	— 円
消防職	大 学 卒	258,800 円	— 円	382,500 円	394, 100 円
1月 197 1戦	高 校 卒	211,000 円	317, 100 円	354, 200 円	382,725 円

一般行政職の級別職員数等の状況 3

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成29年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事又は技師の職務	86	9.3%
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	60	6. 5%
3級	主査の職務	102	11.0%
4級	副主幹の職務又は困難な業務を行う主査の職務	398	42.8%
5級	主幹の職務	195	21.0%
6級	課長の職務	71	7. 6%
7級	部長の職務	17	1.8%

- (注) 1 都城市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

病気休暇等の理由により、昇給判定期間の勤務すべき日の6分の1以上の日数を勤務しなかった職員及び 懲戒処分を受けた職員等について、昇給時、号給数の抑制調整をしています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当·勤勉手当

7/1/11 3/1/21 1						
都城市	都城市					
1人当たり平均支給額(28年度)	1人当たり平均支給額(28年度)					
1,407 千円	1,619 千円	_				
(28年度支給割合)	(28年度支給割合)	(28年度支給割合)				
期末手当勤勉手当	期末手当 勤勉手当	期末手当勤勉手当				
2.60 月分 1.7 月分	2.60 月分 1.7 月分	2.60 月分 1.7 月分				
(1.45)月分(0.8)月分	(1.45)月分(0.8)月分	(1.45)月分(0.8)月分				
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)				
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置				
・役職加算 5 ~ 15 %	・役職加算 5 ~ 20 %	・役職加算 5 ~ 20 %				
	・管理職加算 10 ~ 25 %	・管理職加算 10 ~ 25 %				

⁽注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

懲戒処分を受けた職員等について、成績率の抑制調整をしています。

(2) 退職手当(平成29年4月1日現在)

	者	邻城市					玉		
(支給率)	自己	都合	勧奨・	定年	(支給率)	自己	都合	勧奨・	定年
勤続20年	20.445	月分	25. 55625	月分	勤続20年	20. 445	月分	25. 55625	月分
勤続25年	29. 145	月分	34. 5825	月分	勤続25年	29. 145	月分	34. 5825	月分
勤続35年	41. 325	月分	49. 59	月分	勤続35年	41. 325	月分	49.59	月分
最高限度額	49.59	月分	49. 59	月分	最高限度額	49. 59	月分	49. 59	月分
その他の加算措置				その他の加算	措置				
定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)				定年前早期	朝退職特例]措置			
1人当たり平均支給額 20,403 千円				円	(2 % ~	45 %	加算)	

⁽注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した全職種の職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(平成29年4月1日現在)

支給実績		643 千円		
支給職員1人当たり平		642,720 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職	員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20.0 %		1 人	20.0 %

(4) 特殊勤務手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)				6, 811	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)				41, 276	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)				13. 3	%
手当の種類(手当数)				2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な	支給対象業務	左記職員に対する	支給単価
夜間特殊業務手当	消防局の職員	が、午後1	務に従事する職員 ○時から翌日の午 での間に正規の勤務 とき	1回650	H
出動手当	消防局の職員	災害及び緊 とき	く急業務に従事した	1回200	円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	308,949 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	248 千円
支給実績(28年度決算)	358,792 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	289 千円

(6) その他の手当(平成29年4月1日現在)

	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当 ①配偶者 13,000円 ②満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子及び孫・弟妹、60歳以上障 母及び祖父母、重度心身(職人人)で配偶ないない場合に配偶者がいない場合につき11,000円) ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算	同じ	_	183, 056 千円	259, 286 円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
住居手当	自ら居住するための住宅若され には単身赴任手当るための起えるれ には単身赴任手当るための超之の にを借り受け、は間される手 にでいる職員に支給される手。 にでいる職員に支給される手。 にでいる職員に支給される手。 にでいる職員に支給される手。 にでいる職員に支給のの円以下のののののののののののののののののののののののののののののののののの	同じ	_	90,976 千円	318,097 円
通勤手当	通勤のため、通勤機関等を利用しその運賃等を負担すること、自動車等を使用することなどを常例とする職員に支給される手当(普通交通機関等の利用者)支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(ただし、1箇月当たりの支給限度額は55,000円)(自動車等の使用者)片道 2km以上2,000円~24,500円	同じ	_	65, 734 千円	63, 206 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給される手当 ①部長級 66,400円 ②課長級 51,900円 ③主幹級の副課長 31,700円	異なる	国と支給区 分及び支給 額が違う	103, 312 千円	538, 086 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要により、の公務の運営の必要によけは別日等若しくは務日深夜(0時~5時)に勤務した場合に支給される手当①部長相当職 8,500円②課長相当職 6,000円③副課長相当職 6,000円※ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額	異なる	国と支給区 分及び支給 額が違う	2,690 千円	122, 259 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い 転居し、やむを得ない事情に より配偶者と別居し、単身で 生活することを常況とする職 員等に支給される手当 (支給額) 23,000円+加算額 (加算額) 片道 100km以上 6,000円~45,000円	同じ	_	6, 632 千円	736, 889 円

5 特別職の報酬等の状況(平成29年4月1日現在)

	区	分			給料月額等	
					(参考) 類似団体に	おける最高/最低額
給	市	長	940, 000	円	1,035,000 円/	940,000 円
料	副市長	(総括担当	755, 000	円	895,000 円/	715,000 円
	副市長	(事業担当	675, 000	円	895,000 円/	715,000 円
	議	長	500,000	円	640,000 円/	500,000 円
報酬	副	議長	420,000	円	580,000 円/	420,000 円
	議	員	400,000	円	550,000 円/	400,000 円
			(平成28年度支給割合))		
	市	長	3. 25	月分	•	
-11-17	副市長	(総括担当	3. 25	月分		
期末	副市長	(事業担当	3. 25	月分	•	
手当			(平成28年度支給割合))		
	議	長	3. 25	月分	,	
	副	議長	3. 25	月分		
	議	員	3. 25	月分		
) H.			(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
退職	市	長	給料月額×在職月数×50/100)	22, 560, 000 円	任期毎
手当	副市長	(総括担当	給料月額×在職月数×30/100)	10,872,000 円	任期毎
	副市長	(事業担当	給料月額×在職月数×20/100)	6,480,000 円	任期毎

⁽注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における見込額です。